

奈良県物品等競争入札参加資格登録事業者 各位

奈良県会計局総務課長  
(公印省略)

**奈良県物品電子入札等システムの対象業種の拡大について（お知らせ）**

奈良県では、平成24年度より「奈良県物品電子入札等システム」の運用を開始し、物品、印刷製本の業者選定（予定価格5万円以上）は、電子入札システムによる入札・見積合せにより業者選定を実施しているところです。

令和3年度から、その対象を拡大し**役務の提供を受ける契約（委託、リース、電力その他）の入札案件**についても、新システムによる業者選定を実施することとし、「奈良県物品・役務電子入札等システム」（以下「新システム」という。）に改称します。

つきましては、下記のとおり、その旨及びそのための事前準備等について予めご連絡いたします。

なお、物品、印刷製本の業者選定については、新システムの導入により変更する事項はありません（後述7記載のとおり）。

記

1 運用開始日

令和3年4月1日（木） 同日以後に公告（公開）する案件が対象

2 新システムによる業者選定の対象に追加する案件

役務の提供を受ける契約に係る入札

県が締結する契約は、①物品購入、②役務（建設工事及び建設コンサルタント等その他建設工事に関連する調査業務等（以下「建設工事等」という。）を除く。）、③建設工事等に大別され、このうち下表の太枠部分が新システムの対象となります。

	①物品購入	②役務（建設工事等を除く。）	③建設工事等
入札	新システムの対象 (従来から対象)	新システムの対象 <u>(新たに追加)</u>	新システムの 対象外
見積合せ	新システムの対象 (従来から対象)		

ただし、総合評価方式一般競争入札、最高価格落札方式（財産の売り払い等）、入札価格に1円未満の端数が生じることが想定される入札（単価契約等）、プロポーザル方式による業者選定等は新システムの対象外です。

3 新システムを利用するために必要な資格等

(1) 上記「①物品購入」及び「②役務（建設工事等を除く。）」の入札に参加するためには、「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づく入札参加資格を有している必要があります。

また、「②役務（建設工事等を除く。）」については、入札参加資格審査申請に係る「営業種目区分表」のうち、「Jエネルギー類」、「O賃貸業務」及び「Q役務の提供」のいずれかに登録している必要があります。

(2) 新システムを利用するためには、(1)の資格に加えて、「4事前に準備を要する事項」が完了している必要があります。

4 事前に準備を要する事項

(1) 環境設定

PC、通信等の環境を整えていただく必要があります。

詳細は、「奈良県ホームページ-県の組織-会計局総務課-1.入札・契約情報（物品等）(1)物品等の入札情報-奈良県物品電子入札等システムポータルサイト（※

1)」にある【1. 事前準備－(利用のためのPC環境設定)】で確認してください。  
(※1) 現在ホームページにある「物品電子入札等システム」の名称は、令和3年3月に「物品・役務電子入札等システム」に変更する予定です。

- (2) 電子認証のためのICカード(及びカードリーダー)の取得  
新システムは、なりすまし防止のため参加にはICカードによる電子認証を要件としており、対応するICカードを取得していただく必要があります。なお、対応するICカードは5つの民間認証局発行のものに限定されます。  
対応する民間認証局は、(1)に記載の同ホームページにある【1. 事前準備－(電子入札コアシステム対応民間認証局一覧)】で確認してください。
- (3) 「奈良県物品電子入札等システム参加申込書」の提出  
新システムへの参加を希望する事業者は、物品等競争入札加資格のほか、奈良県に対し「奈良県物品電子入札等システム参加申込書」を提出し、「業者番号」「ID」「パスワード」の交付を受ける必要があります。  
詳細は、(1)に記載の同ホームページにある【2. システム参加申込の受付】で確認してください。
- (4) 利用者登録  
新システムを利用するためには、システム内で「利用者登録」を行う必要があります。  
なお、利用者登録には(3)で交付を受けた「業者番号」「ID」「パスワード」が必要となります。  
詳細は、(1)に記載の同ホームページにある【4. 利用者登録】で確認してください。

## 5 模擬入札

令和3年3月、複数の「模擬入札」を実施します。  
模擬入札実施中、物品調達における本番案件も混在しますので、模擬入札案件は、「(例)【模擬入札】会計局総務課 ○○業務委託」のように模擬入札であることを明示し実施します。なお、模擬入札に参加する場合も、「4 事前に準備を要する事項」を完了している必要があります。

## 6 操作マニュアル等

新システムに関する操作マニュアル等(※2)を、令和3年3月までに、2(1)に記載の同ホームページに掲載する予定です。  
(※2) 現在も操作マニュアル等を掲載しており、また、新システムは既存のものから操作を変更するものではありませんが、令和3年3月を目処に見直したものに更新する予定です。

## 7 その他

物品、印刷製本の調達は、従前(※3)と変更ありません。  
(※3) 予定価格5万円以上160万円以下の案件は新システムによるオープンカウンター、160万円超の案件は新システムによる電子入札により業者選定手続きを行います。

## 8 問い合わせ先： 本件についての問い合わせ先は以下のとおりです。

奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
直通：0742-27-8908、FAX：0742-26-2412

ただし、新システムの操作等に関する事項は以下にお問い合わせください。  
電子入札総合ヘルプデスク  
直通：0570-021-777  
平日午前9時～午後5時30分(正午から午後1時までを除く。)

会計局総務課(調達契約係)  
電話(直通)：0742-27-8908

会局総第105号  
令和2年12月23日

奈良県物品等競争入札参加資格登録事業者 各位

奈良県会計局総務課長  
(公印省略)

### 奈良県物品・役務電子入札等システムの運用開始について

標記の件につきましては、令和2年12月23日付会局総第104号で通知したとおり令和3年4月1日より、これまでの物品、印刷製本に加え、役務の提供を受ける契約（建設工事及び建設コンサルタント等その他建設工事に関連する調査業務等（以下「建設工事等」という。）を除く。）に係る入札は、標記システム（以下「新システム」という。）により実施することになります。

これにより、入札の公正性や透明性が高まり、業務の効率化にも繋がると考えますが、一方、システム上で手続を進めることから、操作誤り等があれば、予期せぬ不足の事態が生じる可能性もあるため、登録事業者の皆様におかれましては、下記の事項にご留意いただき、準備も含めて、実施に向けて万全を期していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 新システムの導入に向けた準備

新システムによる業者選定の対象に、役務の提供を受ける契約（建設工事等を除く。）に係る入札を加えることから、これまで、電子入札を経験されたことのない事業者の方にも利用していただくこととなります。

つきましては、事前に奈良県ホームページに掲載するマニュアル等をご覧いただき、新システムでの業者選定手続きに参加するための利用者登録に向けた準備を行っていただくとともに、令和3年3月に実施する模擬入札等も活用し、本格運用に備えてください。

#### 2 電子入札における注意点

電子入札では、原則として、全ての手続をシステム上で進め、入札書の投函もシステム上での入力となります。書面での手続きであれば、複数の関係者がその内容に誤りが無いかの確認も容易ですが、システム上での入力では、そのような機会が少なくなると危惧されます。もし、入力した内容が誤りであることに気づかず、落札者と決定された後で契約を辞退するという事になれば、違約金の支払いや入札参加資格の停止措置を受けるような場合も起こりえます。

そのような事態にならないよう、システム上で公開された入札参加資格や業務仕様書の内容等を十分に確認いただいた上で、システム上での入力誤り等にも注意いただき、慎重に手続を進めていただくようお願いいたします。

奈良県会計局総務課（調達契約係）  
電話(直通)：0742-27-8908